

特定技能外国人の報酬に関する説明書

申請人に対する報酬については、以下のとおり、「日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること」を担保しています。

1 申請人に対する報酬

①申請人の氏名	KOU OTUHEI
②申請人の役職、職務内容、責任の程度	水産加工業務に従事する社員（役職なし）。水産加工工場において、ラインマネージャーの監督・指示の下、一定の技術が必要な作業（加工品の製品としての仕上げ、製品品質の判別等）に従事。
③申請人の年齢、性別及び経験年数	（ 28 歳） （男・女） （経験 4 年）
④申請人に対する報酬	月給 180,000 円 / 時間給 円
⑤その他	皆勤手当 月5,000円

(注意)

- ①は、在留カード（申請人が所持していない場合は旅券）と同一の氏名を記載すること。
- ③の経験年数は、申請人に従事させる業務に係る経験年数を記載すること。
- ④は、月給及び時間給以外の給与形態の場合については、月給又は時間給に換算した報酬を記載すること。また、月給又は時間給のいずれかを記載することで差し支えないが、本様式において統一して記載すること。
- ⑤は、報酬以外の諸手当等が支給されている場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

2 比較対象となる日本人労働者がいる場合

①比較対象となる日本人労働者の役職、職務内容、責任の程度	水産加工業務に従事する社員（役職なし）。水産加工工場において、ラインマネージャーの監督・指示の下、一定の技術が必要な作業（加工品の製品としての仕上げ、製品品質の判別等）に従事。	
②比較対象となる日本人労働者の年齢、性別及び経験年数	（ 24 歳） （男・女） （経験 4 年）	
③比較対象となる日本人労働者の報酬	月給 180,000 円 / 時間給 円	
④賃金規程の有無及び賃金規程に基づく賃金	規程の有無	有・無
	有の場合	賃金規程に基づき、申請人と役職、職務内容、責任の程度が同等の日本人労働者に支払われるべき報酬 月給 円 / 時間給 円
⑤申請人に対する報酬が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であるとする理由	比較対象の社員は申請人と同じく経験年数が4年であり、任されている業務の範囲や業務量についても、申請人と同じである。また、ともにラインマネージャーの監督・指示の下で業務を行っており、業務における責任も同程度である。	
⑥その他	申請人と同様、出勤状況に応じて皆勤手当として月5,000円を支給している。	

(注意)

- ①は、比較対象となる日本人労働者の役職、職務内容、責任の程度が、申請人と同等であることを示すこと。
- ②の経験年数は、比較対象となる日本人労働者の経験年数を記載すること。
- ③は、月給及び時間給以外の給与形態の場合については、月給又は時間給に換算した報酬を記載すること。また、月給又は時間給のいずれかを記載すればよいが、本様式において統一して記載すること。
- ④は、賃金規程を作成している場合には、必ず「有」を丸印で囲むこと。また、賃金規程に基づき、申請人と

